

中央大学法科大学院（大学院法務研究科）
2025 年度入学者選抜 法学既修者コース 法律科目試験 出題趣旨

【憲法】

本問での主たる争点は、地方議会の会議（本会議）において、傍聴人による撮影等を禁止事項とする本件条例（改正案）14 条の規定が、①法律の範囲内（憲法 94 条）といえるか（なお、地方自治法 14 条 1 項も参照）、②傍聴人の情報摂取の自由（憲法 21 条 1 項）などを侵害し違憲となるか、という点にある。

①については、直接には地方自治法 14 条 1 項（「法令に違反しない限り」）の解釈論を示した判例だが、徳島市公安条例事件判決（最大判昭和 50・9・10 民集 29 卷 8 号 489 頁）などを想起しつつ、本件条例（改正案）14 条のような規定を設けることを国法（主に地方自治法）が許容しているかどうかを検討することになる。たとえば、住民に市政情報を提供することの重要性に鑑み、地方自治法 115 条 1 項が要求する「公開」には傍聴人による自由な撮影等も含まれると解し、そうした会議の公開の方法等について地域差を認めることを同法は想定していないと考えるか。それとも、同法 115 条 1 項の「公開」は、傍聴人による自由な撮影等を認めることまでは要請しておらず、そして地方議会の運営に関する議会・議長の自律的権能（同法 104 条、120 条、129 条、130 条等）に照らし、会議の公開の方法（撮影等の許否の判断）については議会・議長の判断に委ねるのが同法の趣旨だと考えるか。結論の方向性は問わないが、参考資料の条文を用いながら具体的に論じることが求められる。

また、この検討の際、地方自治の本旨・住民自治の要請（憲法 92 条・93 条。岩沼市議会事件判決〔最大判令和 2・11・25 民集 74 卷 8 号 2229 頁〕等参照）や、会議公開原則に関する国会（憲法 57 条 1 項）と地方議会との異同に係る論点、あるいは後記の主張②に係る憲法論などに触れることも、上記の地方自治法等（「法律の範囲内」・「法令に違反しない限り」）の解釈と有意的に関連づけられている限り、評価の対象となりうる。

②については、レペタ事件判決（最大判平成元・3・8 民集 43 卷 2 号 89 頁）などで示された、公開が要請される場（裁判）での情報摂取の自由と、その補助としてなされる筆記行為の自由との関係、あるいは博多駅事件判決〔最大判昭和 44・11・26 刑集 23 卷 11 号 1490 頁〕が語る報道の自由と取材の自由との関係等を想起しつつ、公開が要請されている場（議会）での傍聴・情報摂取の自由、およびその手段としての撮影等を、憲法 21 条 1 項の要請としてどのように位置づけるかを検討することになろう。また、この撮影等を禁止・制約する本件条例（改正案）14 条が、憲法上許容されるか否かを検討する際の判断枠組みについても、まずは上記の諸判例を参照しうるか否かという観点が考察の出発点になろう。

具体的な検討にあたっては、問題文に挙げた対立利益・規制目的の法的な重要性や実現の必要性をどのように解するか、インターネットでの会議の中継を実施している現状で、切り抜きの危険の阻止や委縮効果の防止等を目的に、傍聴人による撮影等を禁止することにと

れだけの意義があるか、「公益上特に必要」という許容要件は狭きに失さないか、他方で不正確・不公正な情報や他の傍聴人のプライバシー等に関わる情報の拡散防止のために、事後対応などの代替手段で十分に対処できるか、等々、事例で示されている諸事情について、情報摂取の自由・撮影等の意義や議会の自律権などにも目を配りつつ検討することが求められる。

なお、傍聴人が会議を撮影等し、それを素材として作成した動画を SNS 等で閲覧したいという公衆の知る自由などについては、その知る自由と、傍聴人の撮影等に係る行為の憲法的位置づけとの関係が適切に整理されている限り、評価の対象になりうる。

【民法】

1. この問題は、主として、不動産の売買契約の代金債務に不履行があったことを理由に契約が解除された場合において、目的不動産の賃借権の効力がどうなるのか、さらには、賃借権の対外的効力が容認されるときに賃貸借契約上の地位がどのような帰趨をたどるのか、を問うものである。契約解除の要件、解除と第三者との関係、対抗力ある賃貸借の目的物の所有権の変動における法律関係、という基本的かつ重要な条文の趣旨を十分に理解しているかが肝要となる。

2. [設問1]において、AのCに対する請求は、所有権に基づく物権的返還請求権を根拠とするものであり、その要件は、①Aが甲土地を所有し、②Cが甲土地を占有すること、である。②については、建物の所有に伴う点に留意が必要である。①に関しては、Aは甲土地をBに売り渡す契約を結んでいるから、解除の意思表示によってその所有権がAに属することが必要となる。ここでは、541条本文による解除が問題となるので、その要件（債務の不履行、相当の期間を定めた催告）を検討する必要があるが、本問ではこれらは充足されると見るのが穏当だろう。

これに対し、Cは、甲土地について利用権、すなわち賃借権を有するとの反論を展開している。確かに、CはBから建物所有のために甲土地を賃借している。しかし、AB間の売買契約の解除により、契約が当初から無効となり、Bにはもともと所有権がなかったとすれば（直接効果説、伝統的通説の立場）、CはAの所有物をBから借りていたにすぎず、その賃借権の効力をAに主張することができない。そこで、Cは、自身が545条1項但書の「第三者」に当たる結果、Cとの関係で解除の効果が制限されるため、Aが当初から甲土地の所有権を有していたとはいえない、と主張するだろう。ここで545条1項但書の趣旨、「第三者」の意義を明らかにしつつ、本問のCもこれに包含されることを説明することになる。そのうえで、最終的には賃借権の対抗要件の具備も問題となるため、建物所有のための土地の賃借権は借地権であり、その対抗要件は土地上に所有する建物の所有権の登記であること（借地借家法10条1項）をふまえて、結論を導くこととなろう。基本的には、Aの解除、所有権移転登記の抹消の前に対抗要件を具備していたCはAに対して賃借権を対抗でき、これをもってAの請求は否定されるとすべきだろう。

なお、解除による契約の遡及的無効を否定する見解（間接効果説）を採用する場合には、権利関係の説明は上記とは異なることになるが、対抗要件を具備したCが賃借権をAに対抗しうることには変わりがない。

3. [設問2]では、Cが賃借権をAに対抗しうる場合に、賃貸借契約上の賃貸人の地位がどうなるのかが問われる。Aの賃料の支払請求は、売買契約の解除によって目的不動産の所有権がAに帰すことにより、賃貸人の地位もBからAに承継され、その時点以降に発生する賃料債権はAに帰属するという点を根拠にするといえる。

まず、545条1項但書の適用は、「第三者」の権利が賃借権にすぎないならば、目的不動

産たる甲土地の所有権が売主たるAに復帰することを妨げるものではない。なぜなら、この規定は解除の遡及効によって第三者の権利を害することを阻止するにすぎず、売買契約当事者間では解除の効力を否定するものではなく、「第三者」Cは所有権を取得するものではない以上、目的不動産の所有権は買主から売主に復帰すると見るべきだからである（解除の効果に関して間接効果説を採用する場合でも、所有権が売主に復帰することは否定されない）。

したがって、ここでは、対抗要件を具備した賃貸借の目的物の所有権が賃貸人から第三者に「譲渡」された場合と同様の法律関係が認められよう。この場合には、特段の合意がない限り、賃貸人の地位は所有権の移転とともに新たな所有者に移転することになり（605条の2第1項）、ただ、新所有者がこれを主張するには所有権の登記が必要である（同条3項）。本問では、AはBへの所有権移転登記を抹消しているから、この時点において賃貸人の地位はBからAに承継される。それゆえ、AのCに対する請求は認められると解すべきだろう。

以上

【刑法】

1 甲が、窃盗の機会に、逮捕を免れるため警備員のAに暴行を加え、さらに現場に来合わせた乙と一緒にAに脅迫を行ったという事例を素材として、刑法総論と刑法各論の基礎的な理解を試す問題である。

2 設問1については、まず、甲が、テレビを収納棚の中に隠した行為の評価が問題となる。窃盗罪の既遂時期は、他人の占有を排除して自己または第三者の占有に移した時点であり、その判断に当たっては、財物の大小・性質・形状・所在場所・搬出の容易性、窃取行為の態様などが考慮されている。事例に判断基準を当てはめて自分なりの判断を示すことが必要である。

3 次に、甲が逮捕を免れるためAに暴行を加えた行為が事後強盗罪に該当するかが問題となる。事後強盗罪にいう「窃盗」には窃盗未遂犯も含まれると解されているので、2の検討結果にかかわらず、甲は「窃盗」に当たる。また、甲の暴行は「窃盗の機会」に行われている。しかし、甲の暴行を相手方の反抗を抑圧するに足る程度のものでないと評価するならば、事後強盗罪は成立しない。

4 次に、甲と乙が共同してAを脅迫した行為の罪責が問題となる。この時点でも「窃盗の機会」は継続しており、甲と乙が脅迫を加えた行為は相手方の反抗を抑圧するに足るものと言えるから、甲には事後強盗既遂罪ないし未遂罪が成立する。問題は、乙の罪責である。事後強盗罪の性格については、結合犯と解する見解と身分犯と解する見解が対立しており、後者の見解は、さらに、「窃盗」を65条1項の構成身分と解する見解と65条2項の加減身分と解する見解に分かれている。自分がどの見解をとるかを示して、乙の罪責を論じる必要がある。

5 設問2については、甲の窃盗目的での店への立ち入りについて、建造物侵入罪が成立すると解する見解と成立しないと解する見解の各論拠を、同罪の保護法益から説明する必要がある。まず、同罪の保護法益を住居権（建造物の管理権）と解する立場からは、管理権者が甲の窃盗目的を知っていれば承諾しなかったであろうことから甲の立ち入りへの承諾は無効であると解して建造物侵入罪の成立を認める見解と、管理権者による有効な包括的承諾が認められると解して建造物侵入罪の成立を否定する見解が考えられる。一方、同罪の保護法益を住居（建造物）の平穏と解する立場からは、甲は平穏に建物内に立ち入っている以上、建造物損壊罪は成立しないと解するのが一般的であろう。

【民事訴訟法】

本問は、いわゆる明示的一部請求と残部請求との関係についての理解を問う問題である。【設問】中に「原告が一部請求であることを明示して訴えが提起された場合、訴訟物となるのはその債権の一部のみであるとする立場」、すなわち、いわゆる明示説に依拠することが求められているので、一部請求と残部請求では訴訟物が異なるという前提で考えることになる。そうすると、残部請求が請求の拡張としてなされた（１）の場合は、訴えの変更（143条1項）がなされたといえ、その要件を検討することが求められる。残部請求が新たな訴えとして提起された（２）の場合は、重複する訴えの提起（二重起訴）の禁止（142条）に該当するかが問題となり、その要件を検討することが求められる。いずれも、訴えの変更や重複訴訟禁止の趣旨に鑑みながら考察を加える姿勢が望まれる。

若干敷衍すると、（１）では、条文に基づいて要件を定立してあてはめるという流れに困難はなく、結論に至るのは容易であろうが、（２）では、客体に関する要件について、これを訴訟物の同一性であると把握する見解とそれより広く捉える見解があり、さらに、その効果についても、後訴の不適法却下だけでなく、弁論の併合や手続停止なども提唱されるなど、若干複雑な状況にあるため、それらの論理関係を整理したうえで、自己の立場を明確にするとともに、そこからの論理的帰結を完結に示す必要がある。

なお、（１）と（２）は、いずれも明示的一部請求訴訟（「別訴」）の係属中における残部請求という点で共通するが、その行使態様は異なる。そうした異同がそれぞれの適法性にいかなる影響を及ぼすかについて分析することまでは求められていないが、内容的に見るものがあれば加点事由とする。

【刑事訴訟法】

搜索差押許可状の執行に際しての令状の事後呈示及び搜索の開始後に搜索場所に搬入された物に対する搜索のそれぞれ適法性につき，最決平成 14・10・4 刑集 56 卷 8 号 507 頁及び最決平成 19・2・8 刑集 61 卷 1 号 1 頁の判断枠組みを【事例】中の事実関係に即してあてはめ妥当な結論を導くことができるかどうかを問うもの

【商法】

(1) 代表取締役であるAがその代表権限を制限する内規に違反してQ銀行から借入れを行っていることから、会社法349条5項により、Q銀行が善意の場合には、P社に貸付金の返済を請求できる。

(2) Aは取締役会の同意を得ずに借入れを行ったことにつき任務を怠ったといえ、また、借入金は会社資金であるのにこれを個人的に費消したことにつき任務を怠ったといえ、これらの行為によりP社に300万円の損害を与えているから、423条1項により同社に同額を賠償する責任を負う。

BはAの無断借入れを知ってそれを止める等の措置を講じていないが、これは監視義務違反であり、当該義務違反とP社の損害には相当因果関係があるので、同項により同額の賠償責任を負い、ABの責任は連帯する。

Cは監視義務を負っているが、当該義務に違反したとはいえない（または損害との間に相当因果関係がない）ため、賠償責任を負わない。

(3) 株主Dは847条1・2項（なお、P社は非公開会社なので6か月の継続保有要件は不要）による提訴請求を経て、同条3項による責任追及の訴えを提起できる。